

雇児母発0309第3号
平成23年3月9日

社団法人日本産科婦人科学会理事長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

「妊婦健康診査の実施について」の一部改正について

母子保健行政の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

さて、妊婦健康診査の実施については、平成21年2月27日雇児母発第0227001号本職通知「妊婦健康診査の実施について」（以下「通知」という。）により行っているところですが、今般、通知の一部を別添のとおり改正し、各都道府県、政令市及び特別区あて送付したところです。

つきましては、貴会におかれましても、今後とも妊婦健康診査の円滑な実施に御協力いただきますよう、貴会会員に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

雇児母発0309第1号
平成23年3月9日

各 都道府県
政令市
特別区

母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

「妊婦健康診査の実施について」の一部改正について

妊婦健康診査の実施については、平成21年2月27日雇児母発第0227001号本職通知「妊婦健康診査の実施について」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので通知する。

都道府県におかれては、本通知について、速やかに管内市町村に通知されたい。

新		旧	
雇用母発第0227001号 平成21年2月27日 一部改正 雇用母発1006第1号 平成22年10月6日 一部改正 雇用母発0309第1号 平成23年3月9日		雇用母発第0227001号 平成21年2月27日 一部改正 雇用母発1006第1号 平成22年10月6日	
各都道府県 政令市 特別区	母子保健主管部（局）長 殿	各都道府県 政令市 特別区	母子保健主管部（局）長 殿
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長		厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長	
妊婦健康診査の実施について		妊婦健康診査の実施について	
近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられるところであり、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）の重要性、必要性が一層高まっているところである。 また、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、妊婦健康診査について、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されている。 このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保することを目的として、妊婦健康診査に係る地方財政措置がなされるとともに、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査臨時特例交付金が創設されたところである。また、平成22年度補正予算において妊婦健康診査臨時特例交付金の実施期限の延長とともに必要額が積み増しされたところである。これにより、各市町村において、妊婦健康診査にかかる公費負担について相当回数が増が可能となることから、下記を踏まえて積極的な取組が図られるよう、都道府県におかれてはこの趣旨について管下市町村に周知徹底をお願いする。 なお、本通知の施行に伴い、平成19年1月16日雇用母発第0116001号本職通知「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」は廃止する。		近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられるところであり、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）の重要性、必要性が一層高まっているところである。 また、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、妊婦健康診査について、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されている。 このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保することを目的として、妊婦健康診査に係る地方財政措置がなされるとともに、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査臨時特例交付金が創設されたところである。これにより、各市町村において、妊婦健康診査にかかる公費負担について相当回数が増が可能となることから、下記を踏まえて積極的な取組が図られるよう、都道府県におかれてはこの趣旨について管下市町村に周知徹底をお願いする。 なお、本通知の施行に伴い、平成19年1月16日雇用母発第0116001号本職通知「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」は廃止する。	
記		記	
1 公費負担回数及び実施時期の考え方について （略）		1 公費負担回数及び実施時期の考え方について （略）	
2 妊婦健康診査の内容について （略）		2 妊婦健康診査の内容について （略）	
(1)～(3) （略）		(1)～(3) （略）	
(4)各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目以外の各種の医学的検査について、標準的な検査項目を以下に例示するので、市町村における公費負担の対象となる検査項目の設定にあたって参酌されたい。		(4)各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目以外の各種の医学的検査について、標準的な検査項目を以下に例示するので、市町村における公費負担の対象となる検査項目の設定にあたって参酌されたい。	
(医学的検査の例)		(医学的検査の例)	
①血液検査		①血液検査	
・妊娠初期に1回、血液型（ABO血液型・Rh血液型、不規則抗体）、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体の検査を実施。		・妊娠初期に1回、血液型（ABO血液型・Rh血液型、不規則抗体）、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体の検査を実施。	
・妊娠24週から35週までの間に1回、血算、血糖の検査を実施。		・妊娠24週から35週までの間に1回、血算、血糖の検査を実施。	

新	旧
・妊娠36週以降に1回、血算の検査を実施。 ・妊娠30週頃までにH T L V - 1抗体検査を実施。 ②子宮頸がん検診（細胞診） 妊娠初期に1回実施。 ③超音波検査 妊娠23週までの間に2回、妊娠24週から35週までの間に1回、 36週以降に1回実施。 ④B群溶血性レンサ球菌（GBS） 妊娠24週から35週までの間に1回実施。 ⑤性器クラミジア 妊娠30週頃までに1回実施。 3 その他 （略）	・妊娠36週以降に1回、血算の検査を実施。 ・妊娠30週頃までにH T L V - 1抗体検査を実施。 ②子宮頸がん検診（細胞診） 妊娠初期に1回実施。 ③超音波検査 妊娠23週までの間に2回、妊娠24週から35週までの間に1回、 36週以降に1回実施。 ④B群溶血性レンサ球菌（GBS） 妊娠24週から35週までの間に1回実施。 3 その他 （略）

【改正後全文】

雇児母発 0227001 号

平成 21 年 2 月 27 日

一部改正 雇児母発 1006 第 1 号

平成 22 年 10 月 6 日

一部改正 雇児母発 0309 第 1 号

平成 23 年 3 月 9 日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区

母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

妊婦健康診査の実施について

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられるところであり、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）の重要性、必要性が一層高まっているところである。

また、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、妊婦健康診査について、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されている。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保することを目的として、妊婦健康診査に係る地方財政措置がなされるところである。また、平成 20 年度第 2 次補正予算において妊婦健康診査臨時特例交付金が創設されたところである。また、平成 22 年度補正予算において妊婦健康診査臨時特例交付金の実施期限の延長とともに必要額が積み増しされたところである。これにより、各市町村において、妊婦健康診査にかかる公費負担について相当回数の増が可能となることから、下記を踏まえて積極的な取組が図られるよう、都道府県におかれてはこの趣旨について管下市町村に周知徹底をお願いする。

なお、本通知の施行に伴い、平成 19 年 1 月 16 日雇児母発第 0116001 号本職通知「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」は廃止する。

記

1 公費負担回数及び実施時期の考え方について

妊婦健康診査の回数及び実施時期については、「母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号厚生省児童家庭

局長通知。以下「局長通知」という。)により次に示すとおりとすることが望ましいこととされており、これに沿って受診した場合、受診回数は13～14回程度となると考えられること。このため、公費負担についても、14回程度行われることが望ましいと考えられること。

- ① 妊娠初期から妊娠23週（第6月末）まで：4週間に1回
- ② 妊娠24週（第7月）から妊娠35週（第9月末）まで：2週間に1回
- ③ 妊娠36週（第10月）以降分娩まで：1週間に1回

2 妊婦健康診査の内容等について

妊婦健康診査の内容等については、局長通知の「第4 妊娠時の母性保健」を踏まえるとともに、以下の点を参考にする事。

- (1) 妊婦健康診査においては、各回、基本的な妊婦健康診査の項目として、①健康状態の把握（妊娠月週数に応じた問診、診察等）、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施すること。
- (2) 基本的な妊婦健康診査の一環として、各回実施する検査計測の項目の例としては、子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿化学検査（糖・蛋白）、体重があり、第1回目の健康診査では、身長も測定すること。
- (3) 基本的な妊婦健康診査の一環として、各回実施する保健指導については、妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産、育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにすること。
- (4) 各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目以外の各種の医学的検査について、標準的な検査項目を以下に例示するので、市町村における公費負担の対象となる検査項目の設定にあたって参酌されたい。

（医学的検査の例）

①血液検査

- ・ 妊娠初期に1回、血液型（A B O血液型・R h血液型、不規則抗体）、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、H I V抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体の検査を実施。
- ・ 妊娠24週から35週までの間に1回、血算、血糖の検査を実施。
- ・ 妊娠36週以降に1回、血算の検査を実施。
- ・ 妊娠30週頃までにH T L V - 1抗体検査を実施。

②子宮頸がん検診（細胞診）

妊娠初期に1回実施。

③超音波検査

妊娠23週までの間に2回、妊娠24週から35週までの間に1回、36週以降に1回実施。

④B群溶血性レンサ球菌（G B S）

妊娠24週から35週までの間に1回実施。

⑤性器クラミジア

妊娠30週頃までに1回実施。

3 その他

- ・妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に積極的に取り組まれない。
- ・里帰り先等で妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所とも事前契約を行う等の配慮をされたい。
- ・養育支援を必要とする妊婦に対しては、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について」（平成20年3月31日雇児総発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を踏まえ、妊婦健康診査を実施する医療機関等と市町村等の行政機関が連携体制を構築し、適切な支援を提供されたい。